

自主放送番組基準

萩市総合情報施設は、地域住民の基盤に立つ公共放送の機関として何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論と表現の自由を確保し豊かでより良い放送を行うことによって川上地域、むつみ地域、旭地域及び福栄地域における文化の向上、公共の福祉、農林業をはじめとした産業と経済の繁栄に寄与するとともに、新「萩市」の連帯感の醸成に最善をつくさなければならない。

これに基づき、萩市総合情報施設は次のとおり自主放送番組基準を定める。

1. 一般放送番組の基準

(1) 人権、人格、名誉

- ① 人権を守り、人格を尊重する。
- ② 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なう放送はしない。
- ③ 職業を差別する恐れがあるものは取り扱わない。

(2) 宗教・政治・経済

- ① 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。
- ② 政治上の諸問題は公正に取り扱う。
- ③ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期する。
- ④ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱いをしない。

(3) 社会生活

- ① 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取扱わない。
- ② 社会生活の安定を図るとともに、相互扶助の精神の高揚に努める。
- ③ 公共及び公益を乱すことなく、暴力行為はどのような場合でも是認しない。
- ④ 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱いはしない。
- ⑤ 風俗に関することは、人権を尊重し、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に取扱うことを避け、特に青少年の育成に努力する。

(4) 表現

- ① すべてにわかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。ただし、必要やむを得ない場合には、この地方で一般的に使う分かりやすい言葉を使用し、市民に反感、または、不快の念を与えないように慎重に取扱う。
- ② 市民に恐怖感や不安、又は不快感を与える表現は用いない。
- ③ 社会道徳及び善良な風俗を害しないように表現に注意する。
- ④ 災害、気象情報については、適正、確実に取扱う。

(5) 広告等

- ① 広告は、放送時刻を考慮し、不快な感じを与えないように注意する。

- ② 広告は、わかりやすく適正な表現を用い、視聴者（市民）に錯誤を起こさせるような表現をしない。

(6) 訂正

- ① 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又は訂正する。

2. 各種番組の基準

(1) 教養番組

- ① 一般的教養を図り、できうる限りあらゆる階層の要望を満たして、文化水準を高める。
- ② 社会的関心を高め、生活文化についての知識を深める放送として学術研究発表、その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重し、取扱いは一般的に認められている倫理と専門的な標準による。

(2) 教育番組

- ① 放送対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって有益適切であり教育効果を高めるものとする。
- ② 放送を通じて、教育の機会均等を図る。
- ③ 学校教育及び社会教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては得られない学習効果を上げるように努める。

(3) 報道番組

- ① 言論の自由を尊重し、真実を速やかに報道する。
- ② 緊急な放送は、緊急放送及び準緊急放送の2種類とする。
- ③ 緊急放送の定義は、火災その他人命に関するものを言う。
- ④ 準緊急放送の定義は、気象通報、火災以外の災害、犯罪及び市役所（総合事務所・支所・出張所を含む）、農協、森林組合、学校、保育園、診療所等に関するもので緊急を要するものを言う。

(4) 娯楽番組

- ① 健全なスポーツ精神の涵養と体位の向上に役立つよう努める。
- ② すぐれた芸能を取上げ、情操を豊かにするよう努める。
- ③ 家庭を明るくし、生活を豊かにする健全な娯楽を提供する。

3. その他

この放送番組基準によるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。